参考資料４

2022 年 12 月 20 日

中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会

浅野　直人様

アスベスト患者と家族の会　連絡会

共同代表　平地千鶴子

久保　啓二

アスベスト患者と家族の会 連絡会（asbestos-patient-family.net）

要望書

お世話になります。8 月 26 日のヒアリングは、本当にありがとうございました。

審議を踏まえ、下記を要望します。ご審議の中で検討してくださいますよう、よろしくお願いいたします。

1　前向きな議論を！

これはできない、あれはダメ、というのではなく、患者と家族の要望を踏まえ、少しでも救済の前進をお願いしたいと思います。

がん対策推進協議会では、座長が「うしろ向きの議論は、禁止」と宣言され、改善の方向を探っています。

2　石綿疾患療養に伴う経費

労災では、かかった費用の自己負担を原則なくします。

石綿によるがんにかかわる健康保険の自己負担をなくしているので、それとセットの介護保険の自己負担もなくしていただきたい。「介護費」を追加する法改正をお願いしたい。

3　療養手当の意味

労災の休業補償などが支給される場合、療養手当を不支給とするなどの調整規定があり、2022 年 9 月 26 日に公害健康被害補償不服審査会も「労災保険の休業補償給付がされるべき場合には・・・支給しないとされている」と裁決しています。

そうしますと、療養手当は生活保障的な意味合いも否定できないと考えます。ヒアリングで主張したように、一律月 10 万円を維持しつつ、64 歳までに発症したかたへの上乗せとか、石綿疾病療養休業のため生活保護相当の場合に、保護費分を救済給付から支給するとか(自治体のどんな要望にも沿う)、知恵を絞っていただきたい。

4　制度の性格

救済給付の遺族にも、労災と同じく遺族年金を支給してほしい、というのは労働者家族・周辺住民・一人親方などの遺族の悲願です。

2016 年の整理では、「損害賠償」対「社会全体の負担による救済」という構図なので(二項対立)、救済給付の制度を労災のようにはできないということでした。

しかし、今年の整理では、労災補償や救済給付の上に、賠償たる建設アスベスト給付金が乗る、という構図です。

2016 年の整理では、不十分だと思います。2016 年第 4 回議事録を見ると大塚委員が、考え方として賠償と・社会全体の負担による救済の間に「原因者負担」を主張していますし、同じく第 5 回資料として古川委員が、労災の通勤災害給付を「社会的危険による災害に対する給付」と位置づける『労災保険　業務災害及び通勤災害認定の理論と実際』(厚生労働省)を提出しました。そこでは、業務災害及び通勤災害からなる労災に、被害者保護の社会保障的意味合いがあることも記載されます。

工場の内と外で差別があるのはおかしい、というのは共通認識でしょうから、制度の性格について柔軟な議論をお願いいたします。

5　国の責任による中皮腫研究の推進

泉南型の国賠や建設アスベストで、国の責任が認められています。

中皮腫はアスベストによって起こり、アスベスト被害について国の責任があるとされるわけなので、国の責任で中皮腫の治療研究を推進するのが道理にかなうと考えます。

6　たてわりでない、石綿被害救済推進の機構

クボタショックのころは、内閣官房がアスベスト対策を統括し、たてわりをなるべく減らす方向でした。

石綿救済法附則(令和4年6月17日法律第72号)第3条に法の見直しが規定されるものの、中環審は法第2条③指定疾病、法第10条②医学的判定にかかわるとされ(いずれも法の環境省関係)、法の厚生労働省関係について法の見直しの場がありません。

ぜひ被害当事者の参加の枠を拡げ、統一的な「石綿健康被害救済推進協議会」(仮称)を創設する方向を検討してください。